

---

# 知的財産権講義（7）

## 主として特許法の理解のために

池田 博一

高エネルギー加速器研究機構 素粒子原子核研究所

平成 16 年 2 月 3 日

---

### 概要

本講義は、知的財産権に関する理解を深めるために、特許法を中心として、その法目的、保護対象、さらには保護のための法制度について議論するものです。第七回目は、出願の単一性、発明の単一性について議論したのち、これまで議論してきた特許要件を整理します。最後に先行技術調査の手法についても議論します。

### 目次

1 設問	168
2 特許要件（その3）	169
2.1 発明の単一性概念の制度的沿革	169
2.2 出願の単一性	169
2.3 発明の単一性	173
2.3.1 37条改正の目的	173
2.3.2 発明の単一性の考え方	173
2.3.3 発明の単一性の類型	174
2.3.4 発明の単一性の審査手法	177
2.3.5 発明の単一性を満たさないとして拒絶理由通知を受けた場合	177
2.4 特許要件のまとめ	178
A 先行技術調査	179
A.1 各国特許庁の提供する検索情報	179
A.1.1 日本国特許庁	179
A.1.2 米国特許商標庁	181
A.1.3 欧州特許庁	182
A.1.4 世界知的所有権機関	183
A.2 民間の提供する特許検索	184

# 1 設問

以下の設問の正誤を判定して下さい。

- (1) 特許請求の範囲においては、同一の発明について複数の請求項を設けることも可能である。
- (2) 特許請求の範囲においては、同一の願書で複数の発明について特許を受けることができる場合がある。
- (3) 複数の発明を一の願書で出願した場合、その一部の発明を分割して新たな出願とすることができる場合がある。
- (4) ボルトの発明とナットの発明は、一の出願で特許を受けることができる場合がある。
- (5) 物質 A と物質 A を生産する方法は、一の願書で特許を受けることができる場合がある。
- (6) 物質 A と物質 A による殺虫方法は、一の願書で特許を受けることができる場合はない。
- (7) 特定構造のプレハブハウスと特定構造のプレハブハウスの収納運搬方法は、一の願書で特許を受けることができる場合はない。
- (8) 我が国における一の願書で特許を受けることができる範囲は国際的基準と完全に一致している。
- (9) 出願に係る発明に関する先行技術文献のうち公知なものについてその存在を審査官から通知された場合に、適切な対応を欠く場合には拒絶理由通知を受けることがある。
- (10) 出願に係る発明に関する先行技術文献のうち既知のものについて、故意に明細書にその情報の所在を記載しなかったとしても直ちに拒絶理由通知を受ける訳ではない。

設問は以上。

## 2 特許要件（その3）

### 2.1 発明の単一性概念の制度的沿革

出願の単一性とは、ひとつの願書で出願できる発明の範囲をいいます（37条）。昭和62年の改正前は、一発明一出願の原則のもと、例外的に一定の密接な関係を有する複数の発明<sup>1</sup>を一出願に含めることができる併合出願制度を採用していました。

しかし、近年の技術開発の高度化等にもない、開発の成果は多様に密接に関連する一群の発明として得られる場合が多く、一出願に含めることができる発明の範囲を従来以上に拡大し、欧米先進国との調和を図る必要が生じました。

そこで、昭和62年改正により、複数の発明であっても一定の関係を有するものは一の願書で一出願できる出願の単一性を規定することにしました（37条）。

さらに、平成15年には、発明の単一性の要件を国際的に調和させることにより、国際的な権利取得と円滑化および判断に要する負担の軽減を図ることを目的として、法改正が行われ、平成16年1月1日から施行されています。

なお、37条は、49条列挙事由には掲げられていますが、特許異議の申し立て理由（113条）特許無効理由（123条）には掲げられていません。したがって、特許庁審査官の過誤によって一旦特許権が発生した後は、出願の単一性の瑕疵は問題となりません。発明それ自体の瑕疵ではないと解されるからです。

むしろ、登録事務、出願審査の手續、権利の取引、特許情報としての利用の側面からの要請から、出願の単一性が求められているものと理解することができます<sup>2</sup>。

さらに、無審査登録制度（実14条）を採用する実用新案制度においても、考案の単一性（実6条）違反は、基礎的要件を欠くものとして補正命令（実6条の2）の対象となります。

### 2.2 出願の単一性

初めに、改正前の出願の単一性の概念について議論し、これとの比較において発明の単一性概念を議論していきたいと思えます。

改正前の特許法においては、最も適切な一つの発明（特定発明）を選択したときに、すべての発明が下記のいずれかの要件に該当する場合には出願の単一性が満たされているとされていました（改正前37条）。

<sup>1</sup>併合出願制度のもとでは、特定発明に対して

- 特定発明の構成要件の全部又は主要部を主要部とし、特定発明と同一目的を達成する発明（旧38条但書一号）
- 特定発明が物の発明である場合において、その物を生産する方法の発明、その物を使用する方法の発明、その物を生産する機械、器具その他の物（以下「装置等」という。）の発明又はその物も特定の性質を専ら利用する物の発明（同二号）
- 特定発明が方法の発明である場合において、その方法の発明の実施に直接使用する装置等の発明（同三号）

条件を満たす発明であれば一出願に含めることができるとされていました。

<sup>2</sup>特許庁としては、出願手数料、審査手数料、特許料等の収入の適正化の観点からも出願の単一性を合理化することができます。

- 特定発明と産業上の利用分野及び解決課題が同一の発明であること（同一号）
  - － カテゴリー（物と物、方法と方法）は同一であることが必要です。
  - － 「産業上の利用分野」とは、その発明と同一の技術分野、又はその発明と直接関連性を有する分野をいいます。また、「同一」とは、技術分野が一致、重複、技術的に直接関連性を有することをいいます。新規の技術分野における発明の場合には、開拓された新しい技術分野を考慮することで足りるものとされていました。

【技術分野が一致】

特定発明： 流体を用いた自動変速機  
 関連発明： 金属ベルトを用いた自動変速機

技術分野は、「自動変速機」に関する技術分野であって、同一です。

【技術分野が重複】

特定発明： 磁気材料 X と Y とを 2 層にコーティングした磁気記録媒体  
 関連発明： 磁気材料 X と Y とを 2 層にコーティングした磁気円盤を（特定構造）のジャケットに収めたフロッピーディスク

磁気記録媒体の技術分野と、フロッピーディスクの技術分野は重複しています。

【技術分野が直接関連】

特定発明： リニアモーターを利用した自動ドア用駆動装置  
 関連発明： リニアモータを利用したドア駆動装置を有する（特定構造の）自動ドア

- － 「解決課題」とは、出願時まで未解決であった技術上の課題をいいます。また、「同一」とは、解決課題が一致、重複することをいいます。

【出願時まで未解決であった課題はセラミックスに導電性を付与することによって放電加工を可能とすることであったとき】

特定発明： 窒化ケイ素と炭化チタンとからなる導電性セラミックス  
 関連発明： 窒化ケイ素と窒化チタンとからなる導電性セラミックス

- － サブコンビネーション<sup>3</sup>同士の組合せも可能とされていました。

<sup>3</sup>サブコンビネーションとは、二以上の装置を組み合わせてなる全体装置の発明や二以上の工程を組み合わせてなる製造方法の発明等（これらをコンビネーションといいます。）に対して組み合わせられる各装置の発明、各工程の発明をいいます。

### 【サブコンビネーション】

特定発明： 映像信号を通す時間軸伸長器を備えた送信機

関連発明： 受信した映像信号を通す時間軸圧縮器を備えた受信機

- 特定発明と産業上の利用分野及び請求項に記載する事項の主要部が同一の発明であること（同二号）
  - － 「請求項に記載する事項の主要部」とは、発明特定事項のうち、解決課題に対応した新規な事項をいいます。ここで「同一」とは、主要部が主要部となっている場合のみならず、全部が主要部である場合、主要部が全部である場合も含むものとされていました。
  - － ここでもカテゴリーが同一であることが要求されていました。
  - － 最終生産物と中間体の発明も改正前37条二号の要件を満たし、一出願が可能でした。

### 【37条二号に該当する例】

特定発明： 高分子化合物A(酸素バリアー製の良い透明物質)

関連発明： 高分子化合物Aからなる食品包装容器

両発明技術分野は技術的に直接関連性を有し、産業上の利用分野は同一です。また、関連発明において、特定発明の新規な高分子化合物Aを請求項に記載する事項の主要部としているので、両発明の請求項に記載する事項の主要部は同一です。

- 特定発明（物の発明の場合）とその物を生産する方法等、その他の物の発明であること（同三号）
  - － 生産方法、生産機械等、その他の物： 特定発明以外の物も生産できる場合であっても、特定発明の物の生産に適していればよいとされていました。「その他の物」には、触媒、微生物等の材料的な物も含まれます。

### 【物質と触媒】

特定発明： 物質A

関連発明： 物質Aを生産するための触媒X

### 【物とその製造方法】

特定発明： 下部に拡大球根部を設けた基礎ぐい

関連発明： 爆薬の爆発により地中に空洞を形成した後、その内部にコンクリート材を流し込む拡大球根部の造成方法

- － 使用方法、特定の性質を専ら利用する物： 用途発明を含むより広い発明を意味します。

### 【物質とその利用方法】

特定発明： 物質A

関連発明： 物質 A による殺虫方法

- 取り扱う方法、取り扱う物： 物を取り扱うとは、物に対し外的作用を施すことにより、その物の機能を維持、発揮させその物の本質を変化させないことをいいます。特定発明以外の物の取扱いにも適用可能であっても、特定発明の物に適していれば良いとされていました。

【物と取扱い方法】

特定発明： 特定構造のプレハブハウス

関連発明： 特定構造のプレハブハウスの収納運搬方法

- 特定発明（方法の発明の場合）の実施に直接使用する機械等その他の物の発明（同四号）： 特定発明以外の方法の実施にも使用できても特定発明の方法に適していればよいとされていました。関連発明の物には、触媒、微生物等も含まれます。

【方法と直接使用する物】

特定発明： 微生物 X を培養することによる抗生物質 A の製法

関連発明： 微生物 X

【方法と直接使用する装置】

特定発明： 特定の手順よりなる水深測定方法

関連発明： 特定構造を有する対象物距離測定装置

- その他政令（施行令 2 条）で定める関係を有する発明であること（同五号）： 政令で定めることにしたのは、将来の技術動向、諸外国の制度状況等に応じて出願の単一性の要件が弾力的かつ速やかに拡大することができるようにするためでした。

政令（特施例 1 条の 2）で定める関係とは、特定発明と一号又は二号の関係を有する発明を特定発明としたとき三号又は四号の関係を有する発明をいいます。

【物と改良物と改良物の製造方法】

特定発明： チタン合金からなるメガネフレーム

関連発明： 窒化物をコーティングしたチタン合金からなるメガネフレーム

関連発明： チタン合金を一对成型した後窒化物を蒸着するメガネフレームの製造方法

## 2.3 発明の単一性

### 2.3.1 37条改正の目的

改正前37条の出願の単一性は、必ずしも国際的な発明の単一性の要件に一致していなかったため、我が国特許庁に出願した特許請求の範囲の記載をもって国際出願をすると権利取得に困難を生ずることが有り得ました。また我が国特許庁においても単一性の判断の負担を軽減したいという要請がありました。

改正前37条の問題点として以下のような課題が掲げられていました。

- 一の請求項（特定発明）とその他の請求項（関連発明）を一对一の関係で判断することによる問題（下記設例を参照して下さい。）
- 全ての請求項を順番に特定発明とし、「発明の単一性の要件」を判断することによる負担
- 「発明の単一性の要件」の有無を判断する際の先行技術の位置付けの不明確さ
- 同一請求項内で「発明の単一性の要件」を満足しない場合における違反規定の不存在
- 我が国の「出願の単一性の要件」と諸外国の制度や国際的制度での「発明の単一性の要件」との規定振りの乖離

例えば以下の例では、端的に「一の請求項（特定発明）とその他の請求項（関連発明）を一对一の関係で判断することによる問題」が顕在化しています。

【請求項1】野菜室に（特定の）電子制御装置Aを有する温度調節機能を設けたことを特徴とする冷凍冷蔵庫

【請求項2】野菜室に（特定の）機械構造Bからなる開閉補助力付与機構を設けたことを特徴とする冷凍冷蔵庫

【請求項3】野菜室に（特定の）密閉シール構造Cからなる密閉手段を設けたことを特徴とする冷凍冷蔵庫

【請求項4】野菜室を設けた冷凍冷蔵庫において、野菜室に（特定の）電子制御装置Aを有する温度調節機能と、（特定の）機械構造Bからなる開閉補助力付与機構と、（特定の）密閉シール構造Cからなる密閉手段とを設けたことを特徴とする冷凍冷蔵庫

上記設例においては、請求項1、2、3のみでは出願の単一性の要件を満たしませんが、請求項4を設けてこれを特定発明とした場合、出願の単一性の要件を満たしていると判断し得ることになります。

### 2.3.2 発明の単一性の考え方

そこで具体的解決策として次のような方針が掲げられました。

- 全請求項に共通する関係の有無により「発明の単一性の要件」の有無を判断するように規定する。
- 「共通する関係」とは、先行技術を超える程度の技術的特徴が含まれる場合に限られることを規定する。

- 一つの請求項内に複数の選択肢があり、「共通する関係」を有さないものが存在する場合には、「発明の単一性の要件」を満たさないことを規定する。
- これらの具体的内容は省令で規定する。

これら方針は、PCTにおける「発明の単一性」<sup>4</sup>の判断方式に習ったものといえると思います。

上記のような考え方に基づき特許法37条及び特許法施行規則は、以下の様に改正され平成16年1月1日より施行されています。

特許法：

第三十七条 二以上の発明については、経済産業省令で定める技術的關係を有することにより発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するときは、一の願書で特許出願をすることができる。

特許法施行規則：

第二十五条の八 特許法第三十七条の経済産業省令で定める技術的關係とは、二以上の発明が同一の又は対応する特別な技術的特徴を有していることにより、これらの発明が単一の一般的発明概念を形成するように連関している技術的關係をいう。

2 前項に規定する特別な技術的特徴とは、発明の先行技術に対する貢献を明示する技術的特徴をいう。

3 第一項に規定する技術的關係については、二以上の発明が別個の請求項に記載されているか単一の請求項に択一的な形式によって記載されているかどうかにかかわらず、その有無を判断するものとする。

なお、特許法施行令2条は削除されました。

### 2.3.3 発明の単一性の類型

- 同一の特別な技術的特徴を有する場合：

<sup>4</sup>PCTにおいては、「発明の単一性」に関する要件は、「PCTに基づく規則」に規定されています。PCT第13規則には、発明の単一性について以下のように規定しています。条文をそのまま掲げておきますので、現行法の出願の単一性の要件と比較してみてください。

#### 13.1 規則 要件

国際出願は、一の発明又は単一の一般的発明概念を形成するように関連している一群の発明についてのみ行う

#### 13.2 規則 発明の単一性の要件を満たしていると認められる場合

一群の発明が同一の国際出願の請求の範囲に記載されている場合には、これらの発明の間に一又は二以上の同一又は対応する特別な技術的特徴を含む技術的な関係があるときに限り、13.1に規定する発明の単一性の要件は満たされる。「特別な技術的特徴」とは、請求の範囲に記載された各発明が全体として先行技術に対して行う貢献を明示する技術的特徴をいう。

#### 13.3 規則 請求の範囲の記載方法により影響されない発明の単一性の判断

一群の発明が単一の一般的発明概念を形成するように関連しているかの判断は、これらの発明が別個の請求の範囲に記載されているか単一の請求の範囲に択一的な形式によって記載されているかを考慮することなく行う。

#### 13.4 従属請求の範囲

13.1の規定に従うことを条件として、従属請求の範囲の特徴がそれ自体で発明を構成すると認められる場合であっても、独立請求の範囲に記載されている発明の特定の態様について保護を求める相当の数の従属請求の範囲を同一の国際出願の包含させることが許される。



【請求項 1】高分子化合物 A (酸素バリアー性の良い透明物質)

【請求項 2】高分子化合物 A からなる食品包装容器

化合物 A が 先行技術に対する貢献をもたらすので、請求項 1 及び 2 は、同一の特別な技術的特徴を有することになります。

- 対応する特別な技術的特徴を有する場合：

【請求項 1】窒化ケイ素に炭化チタンを添加してなる導電性セラミックス

【請求項 2】窒化ケイ素に窒化チタンを添加してなる導電性セラミックス

両者は、窒化ケイ素からなるセラミックスに導電性を付与する点で、先行技術との対比において発明が有する技術上の意義が共通しています。

- 物とその物を生産する方法、物とその物を生産する機械、器具、装置、その他の物：

【請求項 1】下部に拡大球根部を設けた基礎杭

【請求項 2】爆薬の爆破により地中に空洞を形成した後、その内部にコンクリート材料を流し込む拡大球根部の造形方法

請求項 2 の特別な技術的特徴である、爆薬の爆発により地中に空洞を形成した後、その内部にコンクリート材料を流し込む工程は、請求項 1 の特別な技術的特徴である拡大球根部を必然的にもたらすものですから、請求項 2 の造形方法は請求項 1 の基礎杭の生産に適しています。

- 物とその物を使用する方法、物とその物の特定の性質を専ら利用する物：

【請求項 1】物質 A

【請求項 2】物質 A による殺虫方法

請求項 2 の殺虫方法は、請求項 1 の物質 A の殺虫性という特有の性質を使用しているものですから、請求項 2 の殺虫方法は、請求項 1 の物質 A を使用することに適しています。

- 物とその物を取り扱う方法、物とその物を取り扱う物：

【請求項 1】特定構造のプレハブハウス

【請求項 2】特定構造のプレハブハウスの収納方法

請求項 2 の収納方法は、請求項 1 の特別な技術的特徴である特定構造に外的な作用を施すことにより、請求項 1 の特定構造が有する収納性改善という機能を必然的に発揮させるものですから、請求項 2 の収納方法は請求項 1 のプレハブハウスの取扱いに適しています。

- 方法とその方法の実施に直接使用する機械、器具、装置、その他の物：

【請求項 1】セメントに氷の細粒を骨材とともに混入し、型に流し込むコンクリート製品の製法

【請求項 2】氷の破碎部及び破碎された氷とセメント、骨材とを混合する混合部とを有する特定構造の装置

請求項 2 の装置は、請求項 1 の特別な技術的特徴である、セメントに氷の細粒と骨材を共に混入する方法の実施に直接使用されるものですから、請求項 2 の装置は請求項 1 の製法の実施に直接使用することに適しています。

## マーカッシュ形式における取扱い

マーカッシュ形式とは、例えば化学物質を特定する場合に、群を構成する物質の定義を明記し、その後においては、群を単位として記載するような形式をいいます。このような記載においては、例えば A 群が 5 種類の具体的な物質から構成され、B 群が 6 種類の具体的な物質から構成されている場合、「A 群から選択された一の物質と、B 群から選択された一の物質との化合物」は、実は 30 通りの化合物に対応していることになります。

このようなマーカッシュ形式で記載された請求項は、以下のような関係が満たされれば、各選択肢は同一の又は対応する特別な技術的特徴を有する関係にあるとされます。

- すべての選択肢が共通の性質又は活性を有しており、
- かつ
  - － 共通の化学構造が存在すること、すなわち、すべての選択肢が重要な化学構造要素を共有していること。「すべての選択肢が重要な化学構造要素を共有していること」とは、複数の化学物質が、その化学構造の大きな部分を占める共通した化学構造を有しているような場合をいい、また、化学物質がその化学構造のわずかな部分しか共有しない場合においては、その共有されている化学構造が従来技術から見て顕著な部分を構成する場合をいいます。
  - － 共通の化学構造が判断基準にならない場合には、すべての選択肢が、その発明の属する技術分野において、一群のものとして認識される化学物質群に属すること。「一群のものとして認識される化学物質群」とは、請求項に係る発明の下で同じように作用するであろうことが、その技術分野における知識から予想される化学物質群をいいます。

## 中間体と最終生成物の取扱い

中間体に関する発明と最終生成物に関する発明とが単一性を満たすためには、以下の要件を見たさなければならぬとされています。

- 中間体と最終生成物が同一又は技術的に密接に関連している新規な構造を有すること。すなわち
  - － 中間体と最終生成物の化学構造において先行技術の中には発見されないような基本骨格が共通していること。
  - － 両物質の化学構造が技術的に密接に関連していること。
- 中間体と最終生成物の間に相互関連性があること。すなわち、最終生成物が、中間体から直接製造される、または、同一の主要な構造を含む少数の別の先行技術の中には発見されないような中間体を経て製造されること。

また、一つの最終生成物の製造のための異なるプロセスで使用される別々の中間体に同一の主要な構造要素がある場合には、最終生成物及び別々の中間体に関する発明は、主要な構造が同一の又は対応する特別な技術的特徴であるため、発明の単一性を満足します。

さらに、中間体及び最終生成物がともに化合物の群を成すように請求項に記載されている場合、各中間体化合物は請求項に係る最終生成物のうちの一つの化合物に対応していなければなりません。ただし、最終生成物のうち、中間体に対応する化合物がない場合であっても、これは許容されます。

#### 2.3.4 発明の単一性の審査手法

- 請求の範囲の最初に記載されている発明との関係で発明の単一性を判断します。
- 通常、まず独立形式請求項どうしの対比で発明の単一性の有無を判断します。
- 他の請求項のすべての発明特定事項を含む同一カテゴリーの請求項が直列的な従属関係を形成している範囲では、まとめて先行技術調査・審査をすることが合理的であると判断される場合には、発明の単一性を問題としません。
- 一の独立形式請求項の従属系列が分岐している場合において、分岐点の請求項にかかる発明の特別な技術的特徴とされたものが、先行技術に対する貢献をもたらさないことが明らかとなった場合であっても、最初の一の直列的な従属系列を形成している範囲については、発明の単一性を問題とせずに審査を行います。
- 発明の単一性の要件は、拒絶理由ですが、無効理由ではありません。したがって、発明の単一性がない場合でも、それまでの調査結果が有効に利用できる場合等、そのまま審査を続行するのが効果的と判断されるときは、審査を続行することがあります。
- 発明の単一性について拒絶理由を通知する際には、その理由を具体的に指摘することになっています。

#### 2.3.5 発明の単一性を満たさないとして拒絶理由通知を受けた場合

発明の単一性違反として拒絶理由通知を受けた場合には、

- 37条および施行規則に規定する発明の単一性の要件を満足する旨を意見書において主張して、審査官の認定を覆すことができる場合があります。
- 適正な補正により発明の単一性を回復することができる場合には、瑕疵を解消すべく手続補正書を提出し、かつ意見書において発明の単一性が満たされるようになったことを主張するようにします。
- 独立して発明として成立する場合には、出願の分割を行います。分割出願と同時に、原出願における不要となった請求項を削除する補正を行うことを忘れないようにする必要があります。
- なお、最初に記載された請求項の新規性・進歩性が否定された結果、発明の単一性を失っているとされた場合には、最初に記載された請求項に対する拒絶理由について意見書、補正等の対応を生ずる場合もあります。

といった対応を採ることができます。

問題となっている請求項を削除する補正をすれば、すぐに特許査定されるのですが、これは最後の手段であろうと思います。

## 2.4 特許要件のまとめ

これまで特許要件について議論してきたところをまとめておきたいと思います。特許法は、49条において特許を付与しない場合を限定列挙<sup>5</sup>しています。

- 49条一号: その特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした補正が適法(17条の2第3項)であること。
- 49条二号:
  - － 25条: 外国人の権利の享有(実質的相互主義、形式的相互主義、条約による場合)
  - － 29条: 産業上利用することができる発明(柱書)、新規性(第1項)、進歩性(第2項)
  - － 29条の2: 拡大された先願
  - － 32条: 特許を受けることができない発明
  - － 38条: 共同出願
  - － 39条1項から4項: 先願
- 49条三号: 条約の規定により特許をすることができないもの
- 49条四号:
  - － 36条4項一号: 発明の詳細な説明の記載要件(実施可能要件)
  - － 36条6項: 特許請求の範囲の記載要件<sup>6</sup>
  - － 37条: 発明の単一性
- 49条五号: 先行技術文献のうち既知のものに関する情報の所在の記載(36条4項二号、48条の7)
- 49条六号: 外国語書面出願の翻訳文における新規事項(36条の2第2項)
- 49条七号: 冒認出願(29条柱書)

これらの要件が満たされている場合には、特許査定がされ(51条)、特許権の設定の登録(66条)によって特許権が発生します。しかし、これらの要件が一部満たされていない場合には、拒絶査定(49条柱書)がなされることとなります。しかし、拒絶査定がなされる前には、拒絶理由の通知(50条)があり、出願人は、補正(17条の2)、意見書の提出等によって出願を防衛する機会を付与されます。

拒絶理由とそれに対する補正等の対応については、第8回の講義で議論します。

---

<sup>5</sup>行政が国民に対して不利益処分を行う場合にも憲法31条の規定が適用されるという議論があります。憲法31条は、刑事事件における適正手続き、罪刑法定主義、適正な法内容の要請を包含していると解されています。特許法も、拒絶査定という不利益処分につき、その内容を明確に定めるようにしています。

<sup>6</sup>36条5項が拒絶理由になっていないことに注意して下さい。しかし、出願人には、審査において発明特定事項として必要なものが他にもあるとか、発明特定事項の一部が必要ではないといった釈明をすることができないという制約が課されることとなります。

## A 先行技術調査

### A.1 各国特許庁の提供する検索情報

#### A.1.1 日本国特許庁

日本国特許庁のホームページの URL は <http://www.jpo.go.jp/indexj.htm> です。このホームページの下部左端に特許電子図書館 (IPDL) というものがあります。IPDL のホームページ <http://www.ipdl.jpo.go.jp/homepg.ipdl> を開くと、図 1 のような画面が現れます。IPDL の検索機能を用いると過去の特許庁が発行したすべての特許文献・公報を見ることができるようになっています。もっとも電子化の優先順位の都合で全てのメニューにおいて検索できる範囲は一様であるとは限りません。

特許庁 特許電子図書館トップページ

Industrial Property Digital Library ■ 特許庁ホーム ■ English 更新日 2003-09-01

特許電子図書館 (IPDL) は特許庁が保有する特許情報のデータベースと、検索システムをインターネットを通じて無料で皆様方にお使い頂くものです。

左側ボタンをクリックすると各サービスのメニューを表示します。右側プルダウンメニューを選択しOKボタンをクリックすると、各サービスページへ直接移動できます。

あなたは 27519759 人目の来館者です

各サービスのメニューへ プルダウンメニューで直接サービスへ

- 特許・実用検索へ 特許・実用新案公報DB OK
- 意匠検索へ >> 利用したいサービスを選んで下さい OK
- 商標検索へ >> 利用したいサービスを選んで下さい OK
- 外国文献検索へ >> 利用したいサービスを選んで下さい OK
- 審判検索へ >> 利用したいサービスを選んで下さい OK
- 経過情報検索へ >> 利用したいサービスを選んで下さい OK
- その他情報へ >> 利用したいサービスを選んで下さい OK
- 文献蓄積情報へ >> 利用したいサービスを選んで下さい OK

初心者向け検索へ  
特許情報の検索方法に詳しくない方はご利用下さい。

CSDB検索へ  
コンピュータソフトウェアデータベースの検索が行えます。

FAQ (よくある質問と回答)  
よくある質問と回答を掲載しています。

ご利用になる前に

- 利用上のご案内  
ご利用の方は必ずお読み下さい。
- お知らせ！  
メンテナンス等によるサービス停止日時をお知らせします。
- 特許電子図書館とは？
- 特許情報について

アンケートにご協力下さい

図 1: 特許庁電子図書館

具体的には、

- 特許・実用新案公報 DB : 特許・実用新案公報 DB (特許・実用新案の各種公報を、文献番号から参照できます。) 特許・実用新案公報 DB (英

語版) (特許・実用新案公報DBを英語により参照できます。)

- 特許・実用新案文献番号索引照会： 特許・実用新案文献番号索引照会 (特許・実用新案の各種公報を、各種番号から参照できます。) 特許・実用新案文献番号索引照会 (英語版) (特許・実用新案文献番号索引照会を英語により参照できます。)
- IPC検索： 特許・実用新案の各種公報を、IPC、ファセットを用いた検索にて参照できます。
- FI・Fターム検索： FI・Fターム検索 (特許・実用新案の各種公報を、特許庁内で利用しているFターム、FI、ファセットを用いた検索にて参照できます。) FI・Fターム検索 (英語版) (FI・Fターム検索を英語により参照できます。)
- 公開特許公報フロントページ検索： 公開特許公報のフロントページ (書誌的事項、要約、代表図面) 及び主な経過情報を、テキスト検索又は文献番号から参照できます。
- PAJ検索 (英語表示)： 公開特許英文抄録 (Patent Abstracts of Japan:PAJ) 及び主な経過情報 (英語表示) を、テキスト検索又は文献番号から参照できます。
- 公報テキスト検索： 特許・実用新案公報 (公開、公告、登録) を、書誌的事項・分類 (FI、IPC)・要約・請求の範囲のテキスト検索にて参照できます。
- パテントマップガイダンス： パテントマップガイダンス (FIやFターム、IPCの説明をキーワードを用いた検索にて参照できます。) パテントマップガイダンス (英語版) (パテントマップガイダンスを英語により参照できます。)
- パテントマップガイダンス (旧)： 平成12年10月以前のIPC一覧、FI一覧、Fターム解説及びFタームリストを参照できます。
- パテントマップガイダンス (テーマコード表)： FIテーマコード及びFタームテーマコードの改廃情報等を参照できます。

といった情報を検索することができます。

## A.1.2 米国特許商標庁

米国特許商標庁のホームページへは <http://www.jpo.go.jp/indexj.htm> の下部右端の「関連ホームページリンク」をたどっていくと到達することができます。米国特許商標庁のホームページ <http://www.uspto.gov/> を経由して「Patent Full-Text and Full-Page Image Databases」のホームページ <http://www.uspto.gov/patft/index.html> (図2) に到達することができます。



図 2: 米国特許商標庁特許情報検索ページ

### A.1.3 欧州特許庁

欧州特許庁のホームページへも <http://www.jpo.go.jp/indexj.htm> からたどっていくのが最も便利だと思います。欧州特許庁のホームページ <http://www.european-patent-office.org/> を経由して「Europe's Network of patent databases」のホームページ <http://ep.espacenet.com/> (図3) に到達することができます。

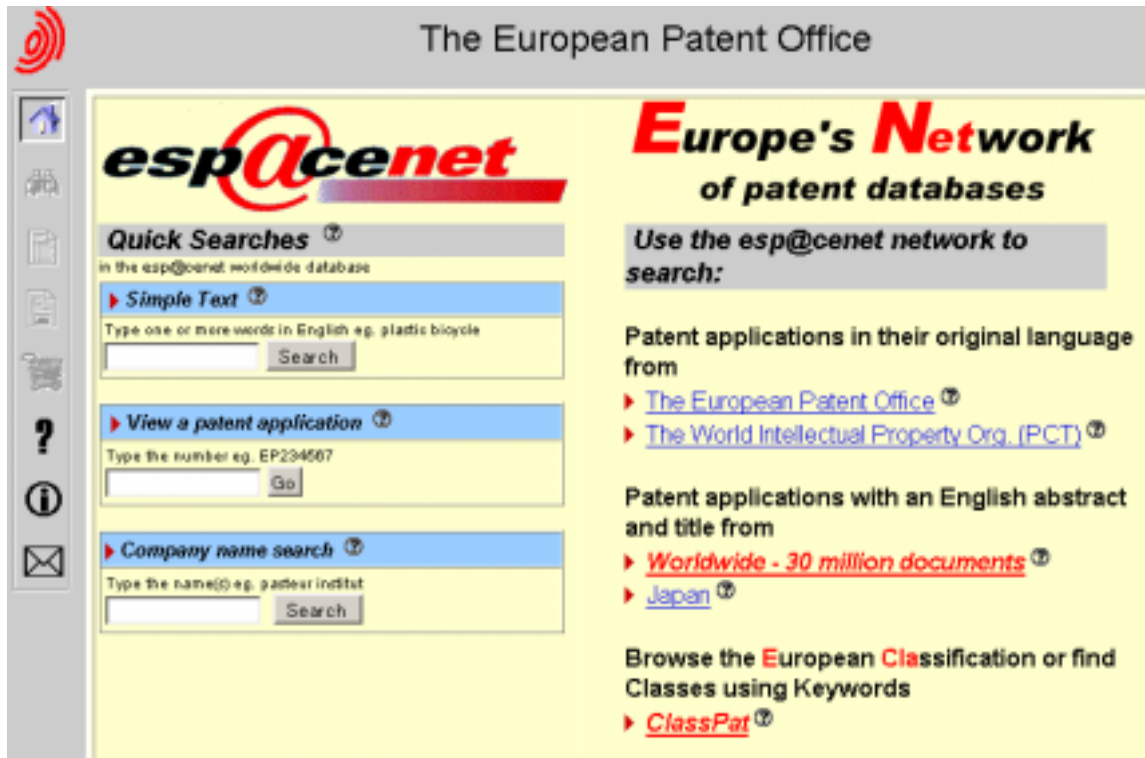


図 3: 欧州特許庁特許情報検索ページ



#### A.1.4 世界知的所有権機関

世界知的所有権機関のホームページ <http://www.wipo.org/> は、PCT 関連の情報を入手するのに適しています。世界知的所有権機関の「Intellectual Property Digital Library」は <http://ipdl.wipo.int/> (図4) にて検索することができます。



図 4: 世界知的所有権機関の特許情報検索ページ

## A.2 民間の提供する特許検索

民間で提供する特許検索では各国特許庁の提供するデータベースに加えて IN-PADOC(International Patent Document Center)、DWPI(Derwent World Patents Index) といった大規模商用データベースを用いたよりきめの細かいサービスを行っています。以下に代表的なものを掲げました。

- PATOLIS: (株)パトリス <http://www.online.patolis.co.jp/>
- NRI:野村総合研究所 <http://www.patent.ne.jp/>
- FENICS:富士通 <http://www.patent.fenics.or.jp>
- G-SEARCH :(株)ジー・サーチ <http://db.g-search.or.jp/>
- DELPHION: Delphion Research <http://www.delphion.com/>
- PatentWeb: MicroPatent <http://www.micropat.com/>
- DialogWeb: Dialog <http://www.dialog.com/>
- STN: JAICI <http://stnweb-japan.cas.org/>

以上